

平成22年（行ウ）第516号 行政文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 高橋 利明

被告 国（処分庁 関東地方整備局長）

証拠説明書（3）

平成23年3月9日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 西島 和

号証	標目（原本・写しの別）	写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲9	『判例地方自治』 1999年12月号7頁	写し	1999年	原科幸彦執 筆部分	構想段階の洪水調節施設の位置に関する情報が公開されても、不適切な土地取引が助長されることはないこと。
甲10	『判例タイムズ』775 号85～91頁	写し	1992年	判例タイム ズ社	構想段階の洪水調節施設の位置に関する情報が公開されても、不適切な土地取引が助長されることはないこと。
甲11	『ケースブック情報 公開法』80～81頁	写し	2002年	宇賀克也	構想段階の洪水調節施設の位置に関する情報が公開されても、不適切な土地取引が助長されることはないこと。
甲12	『憲法裁判と行政訴 訟』488～491頁	写し	1999年	田村悦一執 筆部分	構想段階の洪水調節施設の位置に関する情報が確定したかのように誤解された場合には、混乱が生ずるおそれがあるが、混乱を避けるために行政がなすべきことは、情報を非開示とすることではなく、情報を適切に発信することであること。
甲13 の1	上毛新聞昭和34年8 月24日朝刊1面	写し	昭和34年 8月24日	上毛新聞社	昭和34年8月当時、沼田ダム計画が確定したかのような誤解を生ずる要素があったこと。
甲13 の2	上毛新聞昭和41年1 月10日朝刊1面	写し	昭和41年 1月10日	上毛新聞社	昭和41年1月当時、沼田ダム計画が確定したかのような誤解を生ずる要素があったこと。
甲13 の3	上毛新聞昭和41年1 月13日朝刊1面	写し	昭和41年 1月13日	上毛新聞社	昭和41年1月当時、沼田ダム計画が確定したかのような誤解を生ずる要素があったこと。
甲13 の4	上毛新聞昭和41年2 月25日朝刊1面	写し	昭和41年 2月25日	上毛新聞社	昭和41年2月当時、沼田ダム計画が確定したかのような誤解を生ずる要素があったこと。
甲13 の5	上毛新聞昭和42年5 月19日朝刊1面	写し	昭和42年 5月19日	上毛新聞社	昭和42年5月当時、沼田ダム計画が確定したかのような誤解を生ずる要素があったこと。
甲13 の6	上毛新聞昭和42年5 月28日朝刊1面	写し	昭和42年 5月28日	上毛新聞社	昭和42年5月当時、沼田ダム計画が確定したかのような誤解を生ずる要素があったこと。

以上